

学校体育館使用料の改定について（お知らせ）

嬉野市内小中学校体育館の使用料が平成31年4月利用分から消費税相当額を加算した金額に変更となります。ただし10円未満の端数は切り捨てます。
令和元年10月1日から消費税法の改正により10%加算の額となります。

10%加算	
1時間利用	440円
2時間利用	880円
3時間利用	1,320円
4時間利用	1,760円
5時間利用	2,200円
6時間利用	2,640円
7時間利用	3,080円
8時間利用	3,520円
9時間利用	3,960円
10時間利用	4,400円



《お問い合わせ》
嬉野市教育委員会 教育総務課
電話 0954-66-9124